



米原市制20周年♪

たっぷり楽しめる米原の「あそび場」へ行こう!!

米原市には、伊吹山のとっぺんから琵琶湖まで豊かな自然が広がり、最近では、この自然を相手に思い思いの遊びが楽しめる民間の観光施設がぞくぞく誕生しています!

今回、米原市制20周年を記念し、のびのびと楽しく遊べる、「米原市だからできるあそび場」づくりとして、市内の観光施設と協働した取り組みを実施します。

この取り組みに賛同いただいた次の各施設において、皆さんにご利用いただけるお得な特典を準備いたしましたので、ぜひこの機会にご利用ください!

☎市 都市計画課 ☎53-5144 ☎53-5138

世界の珍しいカブトムシ・クワガタと触れ合える!

①ビートルランド・米原

11月17日(月)~12月7日(日)の期間中、

市民限定で入場料が無料に!!

住所 池下80-1 (グリーンパーク山東内)
☎55-3751

関西最大級のスキー場!

②グランスノー奥伊吹

11月17日(月)~12月12日(金)の期間中、

市民限定でリフト券を割引!

平日料金:通常4,000円→2,000円

住所 甲津原奥伊吹 ☎55-0123

伊吹山のふもとで遊びを楽しむ!

③ビッグ・ブレス

11月17日(月)~12月12日(金)の期間中、

市民限定で入園料が無料に!!

※期間中の平日に限る

住所 大野木1777 ☎56-0695

日本で最も歴史のある養鱒場!

④醒井養鱒場

11月17日(月)~12月14日(日)の期間中、

毎日先着20組に

「マスのえさ」プレゼント!

※水曜日は定休日

※プレゼントは1組1個まで

住所 上丹生1570 ☎54-0301

非日常的な光の世界を体験!

⑤ローザンベリー多和田

11月21日(金) 17時30分~開催

イルミネーション(HIKARIUM)

市内在住のお子さま限定(4歳~高校生まで)

入場料が無料に!!

住所 多和田605-10 ☎54-2323

※ご利用には、米原市民であることを確認できる書類(マイナンバーカード(コピー可)または保険証)の提示が必要です。(醒井養鱒場を除く)

※各施設の詳細やアクセス方法については、直接施設にお問い合わせください。

※交通手段については、まいちゃん号の活用もご検討ください。

米原・ふるさと見聞講座受講生募集!

☎米原観光ボランティアガイド協会 ☎56-0440
(平日9時から15時まで)
市 シティセールス課 ☎53-5140 ☎53-5139

米原観光ボランティアガイド協会では、地元のことをより知ってもらい、地域への愛着や誇りを育むことを目的として、「米原・ふるさと見聞講座」の参加者を募集しています。

●第1回「米原駅の歴史と西口界隈の名所を巡る」

日 時: 10月15日(水) 9時~12時

集合場所: 米原学びあいステーション

●第2回「枝折の里散策と中山道醒井宿」

日 時: 10月22日(水) 9時~12時

集合場所: JR醒ヶ井駅

●第3回「柏原宿と名利成菩提院を訪ねる」

日 時: 10月30日(木) 9時~12時

集合場所: 柏原生涯学習センター

参加費

1,000円 ※3回分
(拝観料・資料代・保険料込)

申し込み

10月6日(月)までに、

参加者氏名・住所・連絡先を米原観光ボランティアガイド協会までご連絡ください。

☎・☎56-0440 ✉maibara-guide@zc.ztv.ne.jp

市制施行20周年を記念した式典を開催します!

図市 広報秘書課 ☎53-5160 FAX 53-5148
特別講演会に関すること:市 生涯学習課 ☎53-5154 FAX 53-5129

記念式典では、これまで市の進展にご尽力いただいた方や団体等の功績を讃えるため「米原市功労者表彰式」を開催するとともに、「特別講演会」等を開催します。

日 時 11月22日(土)

【第1部】10時～11時30分

【第2部】13時30分～15時

米原市功労者表彰式

米原市制20周年記念 特別講演会

講師: 直木賞作家 今村 翔吾 氏

場 所 市民交流プラザ(ルッチプラザ)
ベルホール310



インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症 予防接種が始まります

図市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

対象者(インフルエンザ・新型コロナ感染症ワクチン接種共通)

65歳以上の人、もしくは接種日において、60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がいなどで身体障害者手帳1級程度の方、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある方

※定期接種対象者以外の方は、時期を問わず全額自費で接種(任意接種)できます。市では接種可能な医療機関を把握していないため、直接医療機関にご確認ください。

接種費用

インフルエンザワクチン接種:2,260円 / 新型コロナウイルスワクチン接種:4,570円

実施期間

10月1日(水)～12月31日(水)

※医療機関によって異なる場合があります。事前に各医療機関へお問い合わせください。



▲市公式ウェブサイト

実施場所(インフルエンザ・新型コロナ感染症ワクチン接種共通)

ワクチン接種は、各医療機関で行う「個別接種」で実施します。接種を希望する方は下記の指定医療機関に直接予約をしてください。※市外でも接種可能な場合があります。詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

◆指定医療機関一覧(米原市)◆

医療機関名	住所	電話番号	インフル エンザ	コロナウイルス 感染症
いそクリニック	磯1729番地1	☎52-1100	○	○
伊藤内科医院	入江1673番地	☎52-3534	○	○※
近江診療所	新庄77番地1	☎54-2127	○	○
おおはらクリニック	市場411番地	☎55-1009	○	×
かしはら診療所	柏原2100番地	☎57-0855	○	○
J'sクリニックイースト	梅ヶ原1412番地	☎57-6321	○	○
柴田医院	入江500番地	☎52-3217	○	○
地域包括ケアセンターいびき	春照58番地1	☎58-1222	○	○
塚田医院	顔戸433番地1	☎52-0041	○	○※
米原診療所	三吉581番地	☎54-5311	○	○
水野医院	長岡600番地	☎55-2133	○	○
吉田内科クリニック	宇賀野88番地20	☎52-6855	○	○
山東診療所	志賀谷1907番地	☎55-8700	○	×
吉槻診療所	吉槻656番地	☎59-0419	○	×

※かかりつけ患者のみ

生活保護世帯、市民税非課税世帯の人へ 接種費用を助成します

接種対象者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は、接種前に健康づくり課または各市民自治センター、各行政サービスセンター※に申請をしてください。

受付開始日 10月1日(水)

持ち物 本人確認書類

○申請前に接種し、自己負担金を払った場合
償還払い申請により、自己負担金を助成します。

(申請に必要なもの:領収書、印鑑、通帳)

○代理人が申請する場合の持ち物

【同一世帯の代理人】

代理人の本人確認書類

【それ以外の代理人】

代理人の本人確認書類および委任状(委任状がない場合は接種者本人の本人確認書類の原本もしくは写し)

※行政サービスセンターの開所日について詳しくはp18をご覧ください。

定額減税補足給付金(不足額給付)の申請期限は10月31日です

☎ 市 税務課(不足額給付担当) ☎53-5217 ☎ 53-5118

昨年度の定額減税において、減税しきれないと見込まれた方に支給した調整給付額に不足額が生じる場合等、追加で給付します。

対象者

①令和7年1月1日時点で米原市に住民登録があり、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、令和6年度支給済み額との間で差額が生じた方



「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付しています。

- ・「支給のお知らせ」が届いた方で振込口座を変更されない方は10月2日(木)にお知らせに記載されている口座へ振込みます。
- ・「支給確認書」が届いた方は、申請期限までに振込口座の申請が必要です。

②次の要件を**全て**満たす方

- 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割額のどちらも定額減税前税額が0円である
- 税制度上「扶養親族」の対象外である(事業専従者や合計所得48万円超等)
- 低所得世帯向け給付(令和5・6年度に実施)の対象世帯に属していない



本人からの申請(書類の提出)が必要です。

給付要件を確認後、対象となる方へ給付を行います。
申請者の状況により、申請書の種類や必要書類が異なります。
対象と思われる方は**お問い合わせください**。
※令和6年1月2日以降に米原市へ転入された方など、令和6年度個人住民税を他自治体で課税されていた方は、支給要件に該当するかを確認の上、個別に申請が必要です。

申請期限 10月31日(金) ※当日消印有効

申請先

〒521-8501
滋賀県米原市米原1016番地(本庁舎2階)
米原市役所 税務課 定額減税補足給付金(不足額給付)窓口

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



令和8年1月から、各種証明書や郵送物の宛名などで用いる文字が標準化されます

☎ 市 デジタル未来推進課 ☎53-5169 ☎ 53-5148

効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応を行うため、市が発行する各種証明書や発送する郵便物の宛名などに用いる文字について、全国全ての自治体でデジタル庁が作成した文字(行政事務標準文字)を使用することになります。

米原市では令和8年1月から行政事務標準文字を導入しますので、これにより市が発行する証明書などに用いる文字が今までと異なるデザインになる場合があります。

文字の標準化により、次のように文字の部首の大きさ、曲げ跳ねの違い、一部の長さ等が変わる場合があります。

字形(デザイン)が変わる例

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

雪 → 雪

文字構成要素内の画の長さの違い

湾 → 湾

文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い

空 → 空

文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い

行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理等で使用するもので、市民の方が同じ文字を使用しなければならないものではありません。書類等に使う文字は、手書きの文字であればこれまで通り使えます。なお、戸籍では従来の文字のままで変更はありません。

詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください▶



令和8年度年間利用 令和7年度冬休み・3月春休み利用、令和8年度4月春休み利用 放課後児童クラブの入会申込を受け付けます

☎ 市 子育て支援課 ☎ 53-5131 ☎ 53-5128

対象児童

市内小学校に在学する児童で、保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受ける事ができない児童

受付期間

10月17日(金)～31日(金)

年間利用および冬休み・春休み(学年末・学年始)の利用を希望する人は、期間内に申し込みください。

※特別な事情がある場合を除き、受付期間後の受付はできません。必ず期間内に申し込みください。

※夏休みの利用については、令和8年5月頃に入会申し込みを受け付ける予定です。

申込方法・受付場所

子育てワンストップサービス(マイナポータル)をご利用ください。

※インターネット環境がない、操作方法が分からない方等は、子育て支援課の窓口にて申請のお手伝いをしますので、就労証明書等申請に必要なものをご持参ください。



▲年間利用申し込み
(10月17日以降)



▲冬休み・春休み
利用申し込み
(10月17日以降)

民間児童クラブについて

民間の児童クラブへの申し込みは下記へお問い合わせください。

・KID'Sさがいっこ ☎ 醒井保育園 ☎ 54-0215

公設児童クラブについて



◀詳細については
市公式ウェブサイトをご確認ください。
※10月1日公開



令和8年度開設予定の児童クラブ

区分	児童クラブ名	小学校区	定員(人) ^{※4}		設置場所
			年間	年間+長期	
公設児童クラブ	米原第1児童クラブ ^{※1}	米原 ^{※2}	120	120	入江296番地(クラブ専用棟)
	米原第2児童クラブ ^{※1}		80	130	入江307番地(クラブ専用棟) ※児童数に応じて東西2棟で運営します。
	河南児童クラブ	河南	40	40	枝折77番地(河南小学校内)
	坂田第1児童クラブ ^{※1}	坂田 ^{※3}	120	140	宇賀野273番地(クラブ専用棟)
	坂田第2児童クラブ ^{※1}		70	95	顔戸1513番地(近江学びあいステーション内)
	息長児童クラブ	息長	40	70	能登瀬1339番地(息長小学校内 ^{※5})
	大原児童クラブ ^{※1}	大原	90	130	野一色1184番地(クラブ専用棟)
	山東児童クラブ	山東	40	55	志賀谷1907番地(クラブ専用棟)
	柏原児童クラブ	柏原	40	40	柏原2320番地(柏原小学校内)
	伊吹児童クラブ ^{※1}	伊吹 春照	50	95	春照37番地(伊吹薬草の里文化センター内) 杉澤817番地(春照小学校内 ^{※5} 夏季休業期間のみ)
民間	KID'Sさがいっこ	河南	お問い合わせください		醒井547番地1(醒井保育園内)

※1 米原第1、2児童クラブ、坂田第1、2児童クラブ、大原児童クラブ、伊吹児童クラブについては、利用者が多いため、学年等によりクラス分けを行い運営します。

※2 米原小学校区では、米原第1児童クラブと米原第2児童クラブの2クラブ選択制です。

※3 坂田小学校区では、坂田第1児童クラブと坂田第2児童クラブの2クラブ選択制です。

※4 入会希望者数が定員を超える場合は、低学年(1、2年生)やひとり親家庭等を優先的に受け入れますので、待機となる可能性があります。

※5 小学校の改修工事期間中は近江図書館で開設予定であり、定員は変更する場合があります。

入所(園)申込を受け付ける市内の保育所・認定こども園等(令和7年10月現在)

施設区分	園名	所在地	利用 定員(人)	認定区分ごとに利用できる施設※2			電話・FAX	開園時間
				1号	2号	3号		
小規模 事業所 保育所	私	顔戸ハイジ 保育園	顔戸498-1	12		○	☎050-8883-0908 FAX 52-5221	7時30分～18時30分
	私	醒井保育園	醒井547-1	20	○	○	☎54-0215 FAX 54-1073	7時～19時
	私	米原保育園	米原667-2	80	○	○	☎52-2477 FAX 52-3118	7時～19時
	私	米原保育園分園きらめき園	朝妻筑摩2483	30	○	○	☎52-8826 FAX 52-6850	7時30分～19時
保 育 所	私	大原保育園	朝日199-1	100	○	○	☎55-2060 FAX 55-2331	7時30分～19時
	私	柏原 こども園	柏原2293-1	15	○		☎57-0077 FAX 57-0102	9時～14時 ※16時まで 特別保育あり
		長時部		65	○	○		7時30分～19時
	私	認定こども園 チャイルド ハウス近江	宇賀野290	15	○		☎52-1067 FAX 52-1430	9時～15時 ※16時まで 特別保育あり
認 定 こ ど も 園		長時部		90	○	○		7時～19時
	私	長岡学園	長岡1167-4	15	○		☎55-0061 FAX 55-8222	9時～14時 ※16時まで 特別保育あり
		長時部		100	○	○		7時～19時
	公	いぶき 認定こども園	春照1950	45	○		☎58-2001 FAX 58-2003	8時30分～14時
		長時部		135	○	○		7時～19時 ※1
	公	まいばら 認定こども園	下多良146-1	60	○		☎52-3362 FAX 52-5131	8時30分～14時
		長時部		215	○	○		7時～19時 ※1
	公	かなん 認定こども園	三吉343	15	○		☎54-1200 FAX 54-2288	8時30分～14時
		長時部		75	○	○		7時～19時 ※1
	公	おうみ 認定こども園	顔戸199-1	60	○		(幼児棟) ☎52-5560 FAX 52-5561 (乳児棟) ☎52-5585 FAX 52-5586	8時30分～14時
		長時部		335	○	○		7時～19時 ※1

※1 延長保育の希望があった場合の開園時間(最長)です。利用希望がなければ、開園時間は7時30分～18時30分です。

※2 教育・保育給付認定区分と利用できる施設は以下のとおりです。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園短時部
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	保育所・認定こども園長時部
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	保育所・認定こども園長時部 ・小規模保育事業所

**施設見学
随時受付中!**
希望する場合は、事前に各施設へ電話予約をお願いします。

⚠ 育児休業給付金の支給期間の延長手続きが厳格化されます

雇用保険法施行規則の改正による、育児休業給付金の支給期間の延長手続き厳格化に伴い、昨年度申し込みから以下のとおり取扱いを変更しています。

- ◆保育所・認定こども園等の申し込みにおいて入所保留を希望する意思表示(いわゆる「落選狙い」)をされた場合、申し込みの受付はできません。
- ◆申し込み用紙内に「育休延長の可否」についての項目を設けます。
- ◆「育休延長可」とされた場合は、入所調整における点数が減点となり、入所(園)の優先順位が下がります。(希望園に入所(園)しにくくなります。)
- ◆「育休延長可」とされた場合でも、希望園の定員に空きがある場合は入所(園)することとなります。
- ◆入所(園)内定後、やむを得ない理由なく辞退した場合は、勤務先およびハローワークにおいて育休や給付金の支給延長が認められない場合があります。(詳細は勤務先等にお問い合わせください。)

令和8年度

保育所・認定こども園等の入所(園)申込を受け付けます

☎ 市 保育幼稚園課 ☎53-5133 FAX 53-5128

入所(園)対象児

- ・ **保育所・認定こども園長時部**
0歳～就学前の保育を必要とする乳幼児
- ・ **認定こども園短時部**
3～5歳児の幼児(施設ごとに異なる場合があります)
3歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
4歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
5歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
- ・ **小規模保育事業所**
0～2歳児の保育を必要とする乳児

申込方法・期間

ぴったりサービス(電子申請)から申し込みください。

申込手順・方法は、配布書類および市公式ウェブサイトをご確認ください。

※市外保育所等に入園希望の人、市内私立認定こども園短時部に入園希望の人は書面での申請となります。

※インターネット環境がない等やむを得ない事情がある場合は書面での受付が可能です。



▲「カテゴリ」から「子育て」を検索してください。
10月17日以降に入力可能となります。

▼案内・しおり等に関して

配布日 10月1日(水)から

配布場所 保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、市内保育所、認定こども園等
※書面を提出する場合は、配布書類が異なるため、配布場所の職員にその旨を伝えてください。

▼申込期間・場所に関して

受付期間 10月17日(金)～31日(金)

※市外保育所等の場合、申し込み期間が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

● **市内施設新規入園・転園・継続利用希望の人**

- ▶上記期間内に電子申請を行ってください(期間内であれば、いつでも申し込み可能)。
- 電子申請が困難な人は、保育幼稚園課(平日9時～16時45分)へ必要書類を提出してください。

● **市内私立認定こども園短時部の新規入園希望の人**

- ▶第1希望園に書面で申し込みください。ただし、園へ事前の電話連絡が必要です。

● **市外施設利用希望の人**

- ▶保育幼稚園課(平日9時～16時45分)へ書面で申し込みください。

注意事項

- ・市内認定こども園短時部の継続利用を希望する人は、手続き不要です。
- ・就労証明書や診断書など取り寄せに時間のかかる書類は、早めにご準備ください。
- ・また、自営業主や介護従事者に必要な書類は、配布する「入所(園)のしおり」でご確認ください。
- ・令和8年度中に入所(園)を希望する人(令和9年4月に育休復帰するため、3月に慣らし保育を希望する人を含む)は、必ず期間内に申込手続きをしてください。(出生前であっても、この期間での申し込みです)
- ・申し込み内容により、第1希望園との面談を行う場合があります。
- ・園ごとの入所(園)希望者が定員を超える場合、利用調整を行い、入所(園)者を決定しますので、希望に添えない場合があります。
- ・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入所(園)調整終了後に調整を行います。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう！

※この期日前投票所でも投票することができます。

※投票所入場券裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめご記入の上、期日前投票所にお越しください。

※18歳の誕生日の前日まで投票する場合は不在者投票となります。

投票期間等

投票期間 10月13日(月・祝)から10月18日(土)まで

投票時間 【市役所本庁舎】 8時30分から20時まで
【山東支所、伊吹・近江市民自治センター】 8時30分から18時まで



移動期日前投票所

バス車両を利用した『移動期日前投票所』を次のとおり設置します。入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票することができますので、ぜひご利用ください。

場所	日程	時間
平和堂フレンドマート山東店 駐車場 フタバヤ近江店 駐車場	10月15日(水)～10月17日(金)	10時～13時
磯公民館前 山東B&G海洋センター 駐車場	10月15日(水)	15時～17時
藤川集会所前 甲津原交流センター 駐車場	10月16日(木)	
大久保自治会館前	10月17日(金)	

不在者投票

滞在先(他の市町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができます。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで右図の要件に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	特別項症～第2項症
両下肢・体幹の障がい		
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓の障がい	1級～3級	

10月19日(日)は米原市議会議員一般選挙の投票日です

図 市 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎53-5168 図 53-5148

投票

10月19日(日) 7時～20時

※ただし、第16投票所(吉槻行政サービスセンター)は18時までです。

開票

同日 21時20分～

場所：市民体育館
(長岡3127番地)

投票できる人

次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人

- ・満18歳以上の人(平成19年10月20日以前に生まれた人)
 - ・令和7年7月11日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人
- ※投票前に市から転出した人は投票できません。

「投票所入場券」をご持参ください

投票をする際は、自宅に郵送している「投票所入場券」をお持ちいただき、最寄りの投票所で投票してください。入場券は、1つの封筒にご家族の有権者全員分(有権者が7人以上の世帯は、2通に分けています)を同封していますので、ご本人のものをよく確認の上、投票所へご持参ください。

入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

投票場所

投票日(10月19日)の市内の投票所は、次のとおりです。
市内のどこの投票所でも投票することができます。
※投票所入場券には、お近くの投票所を記載しています。

投票区	投票所	投票区	投票所
1	米原市役所本庁舎	9	山東B&G海洋センター
2	米原学びあいステーション	10	米原市役所山東支所
3	米原保育園分園きらめき園	11	山東児童クラブ(旧山東生涯学習センター)
4	近江母の郷コミュニティハウス	12	大東中学校体育館
5	近江学びあいステーション	13	大原小学校体育館
6	近江はにわ館	14	春照小学校体育館
7	米原診療所	15	伊吹小学校体育館
8	河南小学校体育館	16	吉槻行政サービスセンター ※18時まで

投票日当日の移動支援について

投票日(10月19日)当日、投票所までの移動が困難で、移動のための交通手段がない人を対象に、無料で利用できる完全予約制のタクシー『投票用まいちゃん号』による送迎を実施します。



▲詳しくはこちら

対象者	当日投票所までの移動が困難で、移動のための交通手段がない人
利用可能日時	10月19日(日)当日の7時から17時まで
料金	無料 ※投票以外の用途での利用や利用区間以外の場合は有料です。 ※乗車時に投票所入場券を提示してください。
予約方法	(株)近江タクシーへ直接電話(☎0749-52-8200)し、「選挙のための利用」であることを伝え、予約をしてください。 ※車いすを利用されている方は、予約時に必ずお伝えください。
予約受付期間	10月12日(日)から10月18日(土)まで(9時30分から21時まで) ※10月19日(日)も7時から12時まで予約できますが、希望時間に利用できるよう前日までの予約にご協力をお願いします。 ※投票日当日の予約は、出発時刻の1時間前までをお願いします。

10月から、行政サービスセンターの開所日が変わります

岡市 地域振興課(山東支所) ☎53-5171 ☎53-5178

10月から行政サービスセンターは週2日の開所となります。各行政サービスセンターの開所日は、次のとおりです。
令和8年4月からは移動市役所の本格的な運行が始まり、行政サービスセンターは令和8年3月末に閉所します。

【息郷行政サービスセンター】 火曜日・木曜日

【醒井行政サービスセンター】 月曜日・金曜日

【柏原行政サービスセンター】 火曜日・金曜日

【吉槻行政サービスセンター】 月曜日・金曜日

開所・電話受付時間

9時～16時45分

※祝日は閉所しています。

※吉槻行政サービスセンターの閉所時間は16時30分です。

詳しくはこちら(市公式ウェブサイト)▶



11月から、移動市役所の運行を開始します

岡市 地域振興課(本庁舎) ☎53-5111 ☎53-5138
地域振興課(山東支所) ☎53-5171 ☎53-5178

移動市役所でできることをご紹介します!／

①オンライン相談窓口

オンラインで画面を通じて、市職員と相談ができます。

②らくらく窓口証明書交付サービス

マイナンバーカードを使ってコンビニで取得できる証明書が移動市役所でも取得できます。窓口で申請するよりも手数料が安くなります!



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

③マイナポータルを活用した申請サポート

各種申請の入力サポートのほか、マイナンバーカードを使ってマイナ保険証や公金口座の紐づけをサポートします。

④保険証関連の申請サポート

資格確認書や福祉医療費助成制度(マル福)の受給券、介護保険被保険者証等の再交付申請を受付けします。
※後日郵送にて交付します。

⑤乗合タクシーまいちゃん号

市民等割引パスポート交付申請書の受け付けや、対象の方に対するタクシー利用助成券の交付などを行います。

⑥紙おむつ類専用ごみ指定袋のお渡し

乳幼児や介護等が必要な方を対象とした、無償配布の紙おむつ類専用ごみ指定袋をお渡しします。
※1年度につき1回の交付です。

※②・③のサービスは、マイナンバーカード(電子証明書の有効期限内であること)と、利用者証明用電子証明書の4ケタの暗証番号が必要です。

※移動市役所では、市税等の納付やマイナンバーカードの更新等はできません。市税等の納付については、納付書期限内にコンビニ納付や電子決済による納付、または口座振替をご利用ください。マイナンバーカードの更新・暗証番号の再設定等は、市民保険課・山東支所・各市民自治センターをご利用ください。

◆11月の移動市役所の運行日程◆

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9時30分～11時30分	醒井	柏原	巡回	息郷	吉槻
14時～16時	吉槻	息郷	巡回	柏原	醒井

※水曜日は、市内公共施設や商業施設等を巡回する予定です。



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

◆移動市役所の配置場所◆

【息郷】 米原診療所前(息郷行政サービスセンター前)

【醒井】 JR醒ヶ井駅前(醒井行政サービスセンター前)

【柏原】 山東B&G海洋センター駐車場

【吉槻】 旧東草野小中学校敷地(吉槻行政サービスセンター前)

10月1日(水)から市役所開庁時間・電話受付時間を変更します

☎ 市 政策推進課 ☎ 53-5162 ☎ 53-5148

変更前

8時30分～17時15分

変更後

9時～16時45分

※業務効率化によって、市民サービスの向上および職員の働き方改革を推進するため、10月1日(水)から市役所開庁時間・電話受付時間を変更します。

対象施設

本庁舎、山東支所、各市民自治センター(近江・伊吹)、
各行政サービスセンター(息郷・醒井・柏原・吉槻)

※吉槻行政サービスセンターの閉所時間は16時30分から変わりありません。

※上記時間以外における緊急時は、代表電話(宿直等)☎53-5100までご連絡ください。

※各行政サービスセンターの開所日について、詳しくはp18をご覧ください。



野外焼却(野焼き)は禁止です

☎ 市 環境政策課 ☎ 53-5112 ☎ 53-5138

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の例外を除いて禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も野外焼却になり違法です。

以下の場合には例外

- ①国などが施設管理のために必要な廃棄物の焼却(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災などの予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※例外の野外焼却であっても、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出動する場合があります。

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がかからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為は、消防署に届出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。

収集車の火災事故が発生しています ごみの分別徹底をお願いします

☎ 市 環境政策課 ☎ 53-5112 ☎ 53-5138

近年、不燃ごみにスプレー缶類、ライター、使用済み乾電池類が混入し、収集車両や処理施設の火災事故が発生する事案が起きています。火災は周辺住民に被害が及び、収集員の人命に関わる重大な事故になる恐れがあります。

充電電池を取り外すことができない小型電子機器やリチウムイオン電池については、必ず分別し、資源ごみ(使用済み乾電池類)へ排出してください。直接処理施設に持ち込みする場合は、「湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ」へ持ち込みをお願いします。

今一度、ごみを出される際には、ごみ分別ルールをご確認いただきますよう、よろしくお願いします。

漏水通報にご協力ください

☎ 市 上下水道課 ☎ 53-5173 ☎ 53-5179
長浜水道企業団 ☎ 0749-62-4101

道路上で水が吹き出していたり、雨が降っていないのにいつも水溜まりができていたような場合、それは、地下に埋設されている水道管からの水漏れかもしれません。米原市では、普段から漏水調査等を実施していますが、漏水の発見のためには皆さまのご協力が必要です。漏水かな?と思ったら、米原市上下水道課までご連絡をお願いします。

※近江地域での漏水は
長浜水道企業団に
ご連絡をお願いします。

漏水の状況(例)▶



中学生部活動用具等購入補助金を交付します

☎ 市 教育総務課 ☎ 53-5151 ☎ 53-5129

子ども自らが選んだ部活動(民間のクラブチームを含む)に制限なく取り組むことができるよう、部活動にかかる用具等の購入を支援するため、補助金を交付します。

対 象 下記の**全て**に該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者、特別支援教育就学奨励費の受給者のいずれか
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い人
- ・生活保護を受けていない人

交付金額

対象生徒1人につき1万5千円/年(補助率1/2)

※就学援助受給者は対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付場所

市内各中学校、
教育総務課
(市外中学校へ通学の人のみ)

申請書記布場所

市内各中学校、教育総務課、
山東支所、各市民自治センター

市公式ウェブサイトからも
ダウンロードできます▶



受付締切
12月23日(火)

抱えこまず、そのお悩み「米原市認知症初期集中支援チーム」にご相談ください

☎ 市 地域包括支援センター ☎ 53-5120 ☎ 53-5119

こんなことはありませんか?



- ・よく忘れるようになった
- ・意欲がなくなり、趣味活動などもやめてしまった
- ・以前はテキパキとできた家事や作業に手間取るようになった
- ・薬を管理してきちんと内服することが難しくなった
- ・誰に相談したら良いのか、どう対応して良いか分からない

「米原市認知症初期集中支援チーム」は本人とその家族を支援する医療・福祉の専門家です。本人や家族、地域の皆さんのちょっとした気づきと相談する勇気でみんなで解決していきましょう。「気のせいかもしれない」「こんなことで相談するのはちょっと」とためらわないでご相談ください。



▲伊吹山テレビでも
紹介しています

相談窓口・相談電話

【米原・近江地域担当】

米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)
☎ 51-9014 ☎ 51-9028

【山東・伊吹地域担当】

山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)
☎ 55-8100 ☎ 55-8130

市長コラム 市政言

未来の設計図を市民とともに

本市では現在、今後のまちづくりの指針となる「第3次米原市総合計画」の策定に取り組んでおります。この計画は、市の全ての施策の基本となる、いわば「未来の米原市の設計図」であり、市の行く先を示す大切な羅針盤です。

この設計図を描くためには、市民の皆様一人ひとりの多様な視点や価値観が欠かせません。特に、未来をつくる若い世代の皆様からはワークショップなども通じて、柔軟な発想や率直なご意見を伺う場を多く設けています。

世代を超えて「共に考え、共に創る」まちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、この計画づくりにぜひ関心を持っていただき、皆様の声をお聞かせいただければ幸いです。

米原市長 角田航也



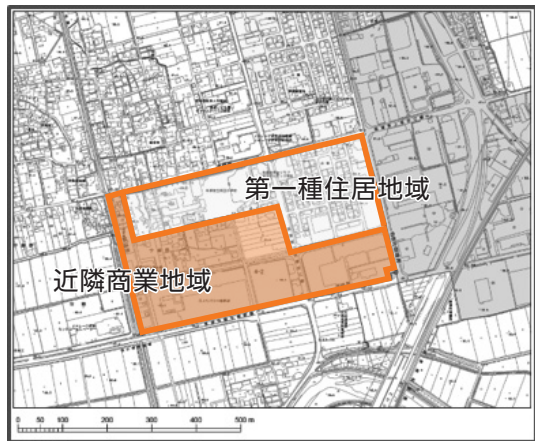
▲まちづくりに関する
ご提案をお寄せください
(まちづくり提案箱)
募集期間:
10月28日(火)まで

彦根長浜都市計画区域区分を変更しました

図市 都市計画課 ☎53-5144 図53-5138

坂田駅前地区および入江丸葭地区について、令和7年7月29日付けで彦根長浜都市計画区域区分の変更(滋賀県決定)が行われ、市街化区域に編入されたことに伴い、彦根長浜都市計画用途地域の変更(米原市決定)を行いました。

【坂田駅前地区】(地区面積18.7ha)



【入江丸葭地区】(地区面積29.5ha)



詳しくは
市公式ウェブサイトを
ご覧ください▼



用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。

●第一種中高層住居専用地域

中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

●第一種住居地域

住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

●近隣商業地域

まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

出典:国土交通省 土地利用計画制度 令和7年3月

昭和橋架替工事が完了しました

図市 建設課 ☎53-5143 図53-5138

平成27年度の点検により著しい老朽化が確認された昭和橋(長岡)は、令和3年度から架替工事に着手し、令和7年8月20日に開通しました。橋の通行幅を4mに拡幅し、緊急車両も通行できる橋に生まれ変わりました。

【着工前】



【着工後】



●昭和橋架替工事の概要

- ・総工費：約3億円
- ・総延長：35m
- ・通行幅：4m